

## 大阪狭山市街頭防犯カメラ設置基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大阪狭山市街頭防犯カメラ設置事業補助金交付要綱（平成24年要綱第 号。以下「要綱」という。）に基づき、自治会等及び事業者（以下「設置者」という。）が街頭防犯カメラ（以下「防犯カメラ」という。）を設置、及び運用する際、プライバシーに配慮した適正な設置等が図れるよう必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この基準における用語の意義は、要綱の例による。

(防犯カメラ管理責任者等)

第3条 設置者は、防犯カメラの適正な設置、運用及び維持管理を図るため、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を定めるものとする。

2 管理責任者は、防犯カメラの設置、運用及び維持管理にあたっては、迅速かつ適正に処理を行うものとする。

(地域の合意等)

第4条 防犯カメラを設置する場合は、自治会等にあってはあらかじめ該当する地域で合意形成を図るとともに、設置場所を事前に地域住民に周知するものとし、事業者にあっては駐車場の利用者等に周知するものとする。

(道路占用等の許可)

第5条 防犯カメラを道路等に設置する場合にあっては、あらかじめ道路管理者等の許可を得るものとする。

(防犯カメラの設置等に係る措置)

第6条 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置、運用及び維持管理に際して、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 防犯カメラの撮影範囲は、主に駐車場、道路等の公共の用に供する場所とし、特定の個人及び建物等を撮影しないなど、プライバシーの保護に十分配慮すること。
- (2) 防犯カメラの設置区域内の公共の用に供する場所及び駐車場内の見やすい場所に明確かつ適切な方法で防犯カメラを設置している旨の標識等を設置すること。

と。

- (3) 防犯カメラによって撮影された映像（以下「画像」という。）の不必要な確認は行わないこと。ただし、防犯カメラの調整のため、画像の確認が必要な場合は、管理責任者の立会いのもとで確認を行い、実施した内容等を記録しておくこと。
- (4) 防犯カメラの管理・運用上で知り得た情報を第三者に漏えいしないこと。
- (5) 防犯カメラは、常に良好な状態を保つよう維持管理に努めること。

（画像の保存期間等）

第7条 管理責任者は、画像の漏えい、紛失、き損、改ざん防止など画像の安全管理のため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 画像が記録された媒体（以下「記録媒体」という。）は、施錠により防護された場所に保管する等関係者以外が触れることができないようにすること。
- (2) 画像及び記録媒体の保存期間は、おおむね7日から最長1箇月以内とし、不必要な記録、保存をしないようにすること。ただし、特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 保存期間が過ぎた画像は、復元不能となるように確実に消去し、記録媒体を廃棄する場合は、破碎するなど画像が読み取れない状態にしたうえで廃棄すること。

（利用の制限）

第8条 管理責任者は、記録した画像及び記録媒体の内容を設置目的以外に利用し、又は提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 裁判所や捜査機関等から法令に基づく要請等があった場合
- (2) 市民等の生命、身体及び財産の安全の確保その他公共の利益のために必要と認められる場合

2 管理責任者は、記録した画像を閲覧し、又は提供するときは、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 記録した画像の閲覧又は提供の要請等があった場合は、要請等をしてきた機関の名称、理由、画像の範囲などを明示した書類の提出を求めること。
- (2) 前号の書類を受理し、審査した結果、その要望等に理由があると認められる場合は、自治会等にあつては役員会等の承諾を得たうえで、要請等をしてきた機関の名称、理由、画像の範囲などを明示した書面をもって許可すること。

(補則)

第9条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。